

地方自治法施行令の一部改正による、少額随意契約額の引き上げ等について

1 改正の概要

地方自治法施行令では、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が同令に定める額（以下「基準額」という。）の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えないときは、随意契約（見積合わせによる契約）を締結することが可能とされております。

昨今の物価高騰や事務の効率化の観点から、令和7年4月1日付けにて地方自治法施行令が一部改正され、随意契約の基準額が次の通り引き上げられました。

■地方自治法施行令に定める随意契約基準額（指定都市を除く市町村）の改正内容

契約の種類	改正前	改正後
1 工事又は製造の請負	130 万円	200 万円
2 財産の買入れ	80 万円	150 万円
3 物件の借入れ	40 万円	80 万円
4 財産の売払い	30 万円	50 万円
5 物件の貸付け	30 万円	30 万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円	100 万円

このため、本市においても地方自治法施行令の改正に準じて関係規則等を改正し、令和7年10月1日以降に決裁を受けて発注を行う契約について、発注方式を次ページ以降のように改めることといたします。

2 契約の種類ごとの発注方式の改正内容

(1) 工事請負に関するもの

予定価格（税込）		入札方式	入札・契約事務 所管課
改正前	改正後		
10 万円未満	10 万円未満	随意契約（一者随意契約）	工事担当課
10 万円以上 <u>130 万円以下</u>	10 万円以上 <u>200 万円以下</u>	随意契約（見積合わせ）	
<u>130 万円超</u>	<u>200 万円超</u>	制限付一般競争入札	契約検査課
50 万円未満であっ て、小額工事に該 当するもの	50 万円未満であ って、小額工事に 該当するもの	随意契約（一者随意契約）	工事担当課 （ただし、「より 軽易な工事」に該 当する場合は予算 課で実施）

■最低制限価格の適用区分

（改正前） 予定価格 130 万円超の制限付一般競争入札の案件について適用

（改正後） 予定価格 200 万円超の制限付一般競争入札の案件について適用

(2) 工事関係委託（測量・設計業務等）に関するもの

予定価格（税込）		入札方式	入札・契約事務 所管課
改正前	改正後		
10 万円未満	10 万円未満	随意契約（一者随意契約）	業務担当課
10 万円以上 <u>50 万円以下</u>	10 万円以上 <u>100 万円以下</u>	随意契約（見積合わせ）	
<u>50 万円超</u>	<u>100 万円超</u>	制限付一般競争入札	契約検査課

■最低制限価格の適用区分

（改正前） 予定価格 50 万円超の制限付一般競争入札の案件について適用

（改正後） 予定価格 100 万円超の制限付一般競争入札の案件について適用

(3) 財産の買入（物品購入等）に関するもの

予定価格（税込）		入札方式	入札・契約事務 所管課
改正前	改正後		
10 万円未満	10 万円未満	随意契約（一者随意契約）	担当課
10 万円以上 <u>80 万円以下</u>	10 万円以上 <u>150 万円以下</u>	随意契約（見積合わせ）	契約検査課 （教育総務課）
<u>80 万円超</u> 1 千万円未満	<u>150 万円超</u> 1 千万円未満	指名競争入札	
1 千万円以上	1 千万円以上	制限付一般競争入札	契約検査課

(4) 印刷業務に関するもの

予定価格（税込）		入札方式	入札・契約事務 所管課
改正前	改正後		
10 万円未満	10 万円未満	随意契約（一者随意契約）	担当課
10 万円以上 <u>50 万円以下</u>	10 万円以上 <u>100 万円以下</u>	随意契約（見積合わせ）	契約検査課 （教育総務課）
<u>50 万円超</u>	<u>100 万円超</u>	制限付一般競争入札	契約検査課

■最低制限価格の適用区分

（改正前） 予定価格 50 万円超の制限付一般競争入札の案件について適用

（改正後） 予定価格 100 万円超の制限付一般競争入札の案件について適用

(5) 修繕（小規模修繕又は物品等の修繕）に関するもの

予定価格（税込）		入札方式	入札・契約事務 所管課
改正前	改正後		
20 万円未満	20 万円未満	随意契約（一者随意契約）	担当課
20 万円以上 <u>50 万円以下</u>	20 万円以上 <u>100 万円以下</u>	随意契約（見積合わせ）	契約検査課 （教育総務課）
<u>50 万円超</u> 1 千万円未満	<u>100 万円超</u> 1 千万円未満	指名競争入札	
1 千万円以上	1 千万円以上	制限付一般競争入札	契約検査課

(6) 一般委託業務に関するもの

予定価格（税込）		入札方式	入札・契約事務 所管課
改正前	改正後		
10 万円未満	10 万円未満	随意契約（一者随意契約）	担当課
10 万円以上 <u>50 万円以下</u>	10 万円以上 <u>100 万円以下</u>	随意契約（見積合わせ）	
<u>50 万円超</u> 1 億円未満	<u>100 万円超</u> 1 億円未満	指名競争入札	
1 億円以上	1 億円以上	制限付一般競争入札	契約検査課

■最低制限価格の適用区分

（改正前） 予定価格 50 万円超の清掃及び警備業務（機械警備業務を除く。）その他市長が必要と認める人的業務に係る制限付一般競争入札の案件について適用

（改正後） 予定価格 100 万円超の清掃及び警備業務（機械警備業務を除く。）その他市長が必要と認める人的業務に係る制限付一般競争入札の案件について適用

(7) 物品の借入れに関するもの

予定価格（税込）		入札方式	入札・契約事務 所管課
改正前	改正後		
10 万円未満	10 万円未満	随意契約（一者随意契約）	担当課
10 万円以上 <u>40 万円以下</u>	10 万円以上 <u>80 万円以下</u>	随意契約（見積合わせ）	
<u>40 万円超</u> 1 億円未満	<u>80 万円超</u> 1 億円未満	指名競争入札	
1 億円以上	1 億円以上	制限付一般競争入札	契約検査課

(8) その他の契約

一般委託業務に準じて行う。

3 その他の改正事項

今般の随意契約額の改正に併せ、工事の完了検査及び工事成績評定の対象とする工事の請負金額の基準を次のとおり改正します。

(1) 工事の完了検査に関する事項

令和7年10月1日以降に契約（変更契約を含む。）を締結する工事であって、工事請負金額が 200 万円超の工事の検査について契約検査課職員が行うこととし、工事請負金額が 200 万円以下の工事の検査は工事主管課が行うこととします。

(2) 工事成績評定に関する事項

令和7年10月1日以降に契約（変更契約を含む。）を締結する工事であって、工事請負金額が 200 万円超の工事を成績評定の対象とします。

(3) 経過措置

令和7年9月30日以前に契約締結した工事であって、工事請負代金額が 130 万円超から 200 万円以下の工事についてはこれまでの検査と同様に契約検査課による検査を行い、工事成績評定の対象とすることとします。

【事務担当】会津若松市役所 契約検査課

（発注方式の改正に関すること）

入札契約グループ（電話）0242-39-1212

（工事完了検査及び成績評定に関すること）工事検査グループ（電話）0242-39-1217